付　議　第　12　号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和７年２月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成４年教育委員会規則第１号）
第２条　教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
（５）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

受付
教育政策課
7. 2. 6
高知県教育委員会

6高財政第439号
令和7年2月6日

高知県教育長　様

高知県知事

令和7年2月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する意見について

令和7年2月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求めます。

記

1　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
2　高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
3　高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
4　こうちグローバル人材育成基金条例議案
5　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
6　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
7　高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
8　高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
9　県有財産（教学機器）の取得に関する議案
10　日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
11　令和7年度高知県一般会計予算（所管分）
12　令和7年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
13　令和6年度高知県一般会計補正予算（所管分）
14　令和6年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

別紙

第　　号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年２月　日提出

高知県知事　濵田　省司

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表の３の(７)のイ中「同じ」を「同じ。）又は管理栄養士（同条第２項に規定する管理栄養士をいう。以下(７)において同じ」に、「、栄養士」を「、栄養士又は管理栄養士」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

参考資料1

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年７月文部科学省告示第２号）が一部改正されたことを考慮し、連携型外認定こども園における当該連携型外認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により食事を提供することができる場合の基準について必要な改正をしようとするものである。

内　閣　府
厚生労働省

参考資料2

新　　旧　　対　　照　　表

新

高知県認定こども園条例（抜粋）

（趣旨）

第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第２条第６項に規定する認定こども園（次条第２号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号。以下「幼保連携型認定こども園基準府省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　略

（２）　連携型外認定こども園　次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。

ア　幼稚園型認定こども園　次のいずれかに該当する施設をいう。

（ア）　幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育

旧

高知県認定こども園条例（抜粋）

（趣旨）

第１条　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第２条第６項に規定する認定こども園（次条第２号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号。以下「幼保連携型認定こども園基準府省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　略

（２）　連携型外認定こども園　次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。

ア　幼稚園型認定こども園　次のいずれかに該当する施設をいう。

（ア）　幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育

参考資料2

を行う幼稚園

（イ）　幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

ａ　当該施設を構成する保育機能施設において、満３歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ｂ　当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ　保育所型認定こども園　保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満３歳以上の子どもを保育し、かつ、満３歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ　地方裁量型認定こども園　保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満３歳以上の子どもを保育し、かつ、満３歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

（連携型外認定こども園の認定の要件）

第３条　法第３条第１項及び第３項の条例で定める連携型外認定こども園の認定の要件は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ

を行う幼稚園

（イ）　幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

ａ　当該施設を構成する保育機能施設において、満３歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ｂ　当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ　保育所型認定こども園　保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満３歳以上の子どもを保育し、かつ、満３歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ　地方裁量型認定こども園　保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満３歳以上の子どもを保育し、かつ、満３歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

（連携型外認定こども園の認定の要件）

第３条　法第３条第１項及び第３項の条例で定める連携型外認定こども園の認定の要件は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ

参考資料2

当該各号に定める規定による基準とする。

（１）　略

（２）　法第３条第１項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第２項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準　別表に定める基準

（３）　略

（４）　法第３条第３項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第４項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準　別表に定める基準

別表（第３条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準

１・２　略

３　施設設備

（１）～（６）　略

（７）　連携型外認定こども園において子どもに対して食事の提供をする場合は、当該連携型外認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該連携型外認定こども園の満３歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該連携型外認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該連携型外認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該連携型外認定こども園において行うことが必要な調理のた

当該各号に定める規定による基準とする。

（１）　略

（２）　法第３条第１項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第２項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準　別表に定める基準

（３）　略

（４）　法第３条第３項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第４項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準　別表に定める基準

別表（第３条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準

１・２　略

３　施設設備

（１）～（６）　略

（７）　連携型外認定こども園において子どもに対して食事の提供をする場合は、当該連携型外認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該連携型外認定こども園の満３歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該連携型外認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該連携型外認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該連携型外認定こども園において行うことが必要な調理のた

参考資料2

めの加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。	めの加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。
ア　略	ア　略
イ　当該連携型外認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第１条第１項に規定する栄養士をいう。以下(７)において同じ。）又は管理栄養士（同条第２項に規定する管理栄養士をいう。以下(７)において同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。	イ　当該連携型外認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第１条第１項に規定する栄養士をいう。以下(７)において同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。
ウ～オ　略	ウ～オ　略
（８）～(10)　略	（８）～(10)　略
４～10　略	４～10　略

高知県認定こども園条例の一部改正について

参考資料 3

概 要 ✓ 県の基準条例が規定している設備、運営等の基準について参照している国の基準告示が一部改正されたことを考慮し、改正するもの

1 改正の背景

✓ 栄養士法の改正により**管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は栄養士の免許を受けることが不要となった**ことを踏まえ、**栄養士免許を持たない管理栄養士**についても、**基準告示で求める基準**※を満たすこととする改正が行われた。

※ 連携型外認定こども園における、当該**連携型外認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により食事を提供することができる場合の基準のうち、栄養の観点からの指導体制の整備に係る基準**

	栄養士免許	
	改正前	改正後
栄養士	有	有
管理栄養士	有	有
		無

2 条例改正の内容

新	旧
別表（第３条関係）	別表（第３条関係）
３ 施設設備	３ 施設設備
（７） 連携型外認定こども園において子どもに対して食事の提供をする場合は、当該連携型外認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、**次に掲げる要件の全てを満たす場合**に限り、当該連携型外認定こども園の満３歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該**連携型外認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができる**こと。この場合において、当該連携型外認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該連携型外認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。	（７） 連携型外認定こども園において子どもに対して食事の提供をする場合は、当該連携型外認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、**次に掲げる要件の全てを満たす場合**に限り、当該連携型外認定こども園の満３歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該**連携型外認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができる**こと。この場合において、当該連携型外認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該連携型外認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。
ア 略	ア 略
イ 当該連携型外認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第１条第１項に規定する栄養士をいう。以下（７）において同じ。）又は管理栄養士（同条第２項に規定する管理栄養士をいう。以下（７）において同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。	イ 当該連携型外認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第１条第１項に規定する栄養士をいう。以下（７）において同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。

※ 幼保連携型認定こども園については、本条例において準用することとしている国の児童福祉施設基準省令において必要な改正がされているため、本条例改正は不要。

3 施行期日

令和７年４月１日